赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例　協議フロー

事業者　　市

（対象となる事業）

市内において以下の規模の再生可能エネルギー発電施設を設置をする事業

- 太陽光発電施設（発電出力50キロワット以上の施設）
- 風力発電設備（発電出力20キロワット以上の施設）

※抑制区域内においては、事業を行わないよう協力を求める

県・市等の関係機関との事前協議

↓

説明会実施

- 該当自治会
- 近隣関係者

↓

着工60日前までに

協議書 → **協議**

- 様式第1号　再生可能エネルギー発電設備設置事業協議書
- 様式第2号　事業計画書
- 様式第3号　事業区域等状況調書
- 様式第4号　自治会説明会報告書
- 様式第5号　近隣関係者説明会報告書
- 様式第6号　再生可能エネルギー発電設備設置事業確約書
- 施行規則 別表第2に定める図書

↓

審査

（必要に応じて諮問）→ **審議会**

↓

協議終了通知

- 様式第8号　協議終了通知書

答申

指導・助言又は勧告

- 様式第11号　指導・助言通知書
- 様式第12号　勧告書

↓

工事着手 → **受付**

- 様式第9号　工事届出書（着手）

↓

（工事施工）

指導・助言又は勧告

- 様式第11号　指導・助言通知書
- 様式第12号　勧告書

↓

工事完了 → **確認**

- 様式第9号　工事届出書（完了）